

教育職員免許状の更新に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月24日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第 1 号

教育職員免許状の更新に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の更新に関する規則（平成21年佐賀県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>（修了確認義務を課す教育の職）</p> <p>第11条 改正省令附則第 3 条第 3 号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第 3 条に規定する学校法人（佐賀県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。第13条第 2 号及び第15条第 2 号において同じ。）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（佐賀県内の幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第13条第 2 号及び第15条第 2 号において同じ。）の理事</p> <p>様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <p>略</p> | <p>（修了確認義務を課す教育の職）</p> <p>第11条 改正省令附則第 3 条第 3 号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第 3 条に規定する学校法人（佐賀県内の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。第13条第 2 号及び第15条第 2 号において同じ。）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（佐賀県内の幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第13条第 2 号及び第15条第 2 号において同じ。）の理事</p> <p>様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <p>略</p> |

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|--|-----|-----------------|-------|--------------|------|-----------------|-------|
| 事項 | 開設者 | 修了(履修)認定 年月日 | 対象免許種 | 領域 | 開設者 | 修了(履修)認定 年月日 | 対象免許種 |
| <u>教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項</u> | | 年 月 日 | / | 必修領域 | | 年 月 日 | / |
| | | 年 月 日 | | 選択必修領域 | | 年 月 日 | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | 選択領域 | | 年 月 日 |
| <u>教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項</u> | | 年 月 日 | 教・養・栄 | | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| | | 年 月 日 | 教・養・栄 | | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| | | 年 月 日 | 教・養・栄 | | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 様式第4号(第5条関係) | | | | 様式第4号(第5条関係) | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 事項 | 開設者 | 修了(履修)認定 年月日 | 対象免許種 | 領域 | 開設者 | 修了(履修)認定 年月日 | 対象免許種 |
| <u>教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項</u> | | 年 月 日 | / | 必修領域 | | 年 月 日 | / |
| | | 年 月 日 | | 選択必修領域 | | 年 月 日 | |
| | | 年 月 日 | | 年 月 日 | 選択領域 | | 年 月 日 |
| <u>教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項</u> | | 年 月 日 | 教・養・栄 | | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| | | 年 月 日 | 教・養・栄 | | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| | | 年 月 日 | 教・養・栄 | | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 様式第8号(第9条関係) | | | | 様式第8号(第9条関係) | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 事項 | 開設者 | 修了(履修)認定 年月日 | 対象免許種 | 領域 | 開設者 | 修了(履修)認定 年月日 | 対象免許種 |

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|--|--|-------|-------|---------------|--|-------|-------|
| <u>教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項</u> | | 年 月 日 | | <u>必修領域</u> | | 年 月 日 | |
| | | | | <u>選択必修領域</u> | | 年 月 日 | |
| | | | | | | | |
| <u>教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項</u> | | 年 月 日 | 教・養・栄 | <u>選択領域</u> | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| | | 年 月 日 | 教・養・栄 | | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| | | 年 月 日 | 教・養・栄 | | | 年 月 日 | 教・養・栄 |
| 略 | | | | 略 | | | |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。